

いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱

平成 3 年 4 月 1 日	要綱第 2 号
平成 5 年 4 月 1 日	要綱第 4 号
平成 7 年 4 月 1 日	要綱第 4 号
平成 10 年 4 月 1 日	要綱第 1 号
平成 11 年 4 月 1 日	要綱第 3 号
平成 21 年 4 月 1 日	要綱第 6 号
平成 22 年 4 月 1 日	要綱第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日	要綱第 3 号
平成 26 年 3 月 28 日	要綱第 3 号
平成 26 年 7 月 3 日	要綱第 4 号
平成 27 年 3 月 31 日	要綱第 8 号
平成 29 年 1 月 26 日	要綱第 3 号
令和 6 年 3 月 28 日	要綱第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北海道内における地域の課題に対応し、地域の活性化を図るための特色ある事業を積極的に支援するため、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する「いきいきふるさと推進事業助成金」に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第 2 条 助成対象事業は、次の各号に掲げる政策課題に基づき、市町村が広域的又は小規模に実施するソフト事業等を対象とする。ただし、この法人が実施する他の助成事業の対象となる事業を除く。

- (1) 観光及び地場産業の振興
- (2) 自治体 D X の推進
- (3) 少子・高齢化等対策の推進
- (4) 人材の育成・活用
- (5) 国際交流の推進
- (6) 地域間交流の推進
- (7) 地域文化の創造
- (8) 地域資源の活用
- (9) 環境保全対策の推進
- (10) 防災・減災対策の推進
- (11) 地域交通の確保

2 前項のほか、市町村が関与する実行委員会等に市町村が補助金又は負担金等を支出し、実行委員会等が当該事業を実施する場合も対象とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、市町村（札幌市を除く。）とする。

(助成期間)

第 4 条 助成期間は、原則として継続する 3 年度以内とし、単年度ごとの助成とする。ただし、市町村又は市町村が関与する実行委員会等が実施する事業で、地域の活性化を図るため、継続して支援することが必要であるとこの法人の理事長（以下「理事長」という。）が認める事業については、延長して助成できることとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、国・道補助金、地方債などの特定財源を控除した後の市町村が負担する経費の2分の1以内とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、3分の2以内とする。

2 小規模事業にあつては、上限は100万円、下限は50万円とする。

3 広域事業にあつては、上限は300万円、下限は50万円とする。

4 理事長が特に必要と認める場合は、小規模事業にあつては、上限は500万円、広域事業にあつては、上限を500万円とし、下限はそれぞれ100万円とする。

(助成の申請手続)

第6条 助成を受けようとする市町村(広域事業にあつては代表市町村)は、定められた期日までに理事長に対し、別記第1号様式の助成申請書を提出するものとする。

2 市町村は、助成申請書の提出後において、助成事業の内容に変更が生じた場合は、別記第2号様式の変更届を遅滞なく提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 理事長は、提出された助成申請書を審査し、助成することの適否について決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしようとするときは、この法人の助成金審査会の意見を聴取するものとする。

3 理事長は、助成することを決定したときは、速やかに別記第3号様式の助成決定通知書により、市町村に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 市町村は、助成の決定を受けた後、やむを得ない事情により当該事業の実施ができなくなった場合は、遅滞なく別記第4号様式の助成申請取下書を理事長に提出するものとする。

(決定の取消等)

第9条 理事長は、前条の助成申請取下書を受理したときは、速やかに助成の決定を取り消すとともに、別記第5号様式の助成決定取消通知書により、市町村に対して通知するものとする。

2 理事長は、第6条第2項に規定する助成事業内容の変更届がなく、申請内容と著しく異なる事業を実施したと認められる場合には、助成の決定を取り消すほか、必要な措置を講じることができるものとする。なお、助成の取消しを決定したときは、別記第5号様式の助成決定取消通知書により、市町村に対して通知するものとする。

3 理事長は、別記第1号様式の助成申請書及び別記第6号様式の助成事業実績報告書に必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたと認められる場合には、必要な措置を講じることができるものとする。

(実績報告)

第10条 助成の決定を受けた市町村は、事業終了後は、速やかに別記第6号様式の助成事業実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、最終報告期限は、当該年度の2月末日とする。

2 市町村は、助成事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、助成事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(助成金の額の確定及び交付)

第11条 理事長は、前条の助成事業実績報告を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定して、別記第7号様式の助成金の確定通知書により、市町村

に対して通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

（現地調査の実施）

第 1 2 条 理事長は、助成金の適正な執行を図るため必要があると認められるときは、当該市町村に対し、この法人の職員に現地調査を実施させることができるものとする。

2 理事長は、現地調査により、事業内容が別記第 6 号様式の助成事業実績報告書の内容と著しく異なると判断したときは、当該市町村に助成金の全部又は一部の返還を求める等必要な措置を講じることができるものとする。

（広報表示）

第 1 3 条 助成の決定を受けた市町村は、市町村振興宝くじ（通称「サマージャンボ宝くじ」）の収益金を活用して当該事業を実施している旨の広報表示を行うものとする。

（補則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、当該助成金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人北海道市町村振興協会の設立の登記の日（平成 2 4 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。